

電子証明書の取り扱いについて

電子証明書(裁判所のポータルサイトの書類など)は、真正性の確保という点でご自宅のプリンターなどで印刷されたものを原本として扱うことができません。下記1または2の方法で、原本照合する必要があります。

1. オーストラリアにおける公証制度(Certified Copy)による公証を受けた印刷物を2通提出する。※ただし、この場合、公証文に「原本(Original)と相違ない」旨の記載がされている必要があります。
2. 窓口でコモンウェルス裁判所ポータル(CCP)にログインし、その場でダウンロードした文書を PDF ファイルで領事班宛にメールを送信する。

当館領事班 E メールアドレス : japanese-consulate@mb.mofa.go.jp

※ご来館前にコモンウェルス裁判所ポータルサイトのアカウントを作成し書類がダウンロードできる状態に準備しておく必要があります。

詳しくはオーストラリア連邦裁判所のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.fedcourt.gov.au/online-services/commonwealth-courts-portal/user-guide>

【ステップ1】

以下のサイトにアクセスし、詳細を入力してアカウントを作成。

<https://www.comcourts.gov.au/pip/individual/new>

【ステップ2】

'Request access to your file'を選択し、クライアント ID とファイル番号(Divorce Order 右上に記載)を入力してください。

※クライアント ID が分からない場合は、1300 720 980 に電話で照会する。若しくはご自身及び相手の氏名、生年月日、住所を enquiries@fedcourt.gov.au 宛にメールで照会する。